# 「チームとしての学校」を具現化するための 校内体制に関する研究

- 生徒指導と教育相談に関する教員の意識に着目して -

Research on the School System to Realize "School as a Team": Focusing on Teachers' Awareness of Student Guidance and Educational Counseling

## 中村 豊 <sup>a)</sup> 瀧沢 靖雄 <sup>b)</sup> NAKAMURA Yutaka TAKIZAWA Yasuo

**要旨**: 従来、学校で展開される指導・援助の大部分は教師が担ってきた。それが、平成7年度以降に導入されたスクールカウンセラー関連事業以降、〈教育の専門家である教師〉とは異なる心理や福祉の専門家が新たに学校の職員として位置付けられた。しかし、困難や課題を抱えている生徒やその保護者の援助ニーズに、心理的及び福祉的サービスが適切に利用されているのかを考えると、学校による差が極めて大きい。そこで本研究では、生徒指導及び教育相談に関する教員の意識に着目し、第2筆者の半構造化面接により収集された定性的データを分析することにより、学校教育における生徒やその保護者等に対する心理・福祉的支援援助の在り方について検討した。

キーワード:生徒指導、学校教育相談、スクールカウンセラー、特別支援教育

### 1 問題と目的

「教育は、人格の完成を目指し」<sup>1</sup> 共に「子供たちが将来にわたって幸福な生活を営んでいく上で不可欠」<sup>2</sup> な営みである。とりわけ義務教育段階における学校教育は、「子供たちが全国どこにいても一定水準の教育を受けられるようにするために」<sup>3</sup> 重要な役割を担っている。そのために、国会や文部科学省では、学校教育に係る法の整備及び新しい教育施策を講じているが、学校現場では、生徒指導上の対応に追われている。このことについて、以下に現状を挙げておく。

現在、いじめ問題や不登校等、児童生徒の生徒指導上喫緊の課題が山積している。それらは、心理的な問題だけに留まらず、人権問題でもある。また、経済的支援や保護者支援等の福祉的な問題を含んでいるケースも見られる。さらに、特別支援教育に関わる法令・法規が適切に運用されず二次障害として問題行動となるケースも少なくない。

他方、学校における働き方改革が推進されている。『令和2年度 文部科学白書』には、これまで成果をあげてきた「日本型学校教育」 $^4$ を担ってきた「教職員に対する多様な期待は、長時間勤務という形で表れており、教員勤務実態調査(平成28年度)の集計でも、看過できない教師の勤務実態が明らかとなった。教育を支える教師の長時間勤務の是正は待ったなし」 $^5$ であると述べられている。また、中央教育審議会(2019)の答申では、「'子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする'という働き方の中で、教師が疲弊していくのであれば、それは'子供のため'にはならない」 $^6$ ことを学校の働き方改革における目

a) 東京理科大学教育支援機構教職教育センター b) 川口市立鳩ヶ谷中学校

的のひとつに掲げ、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」において、「学校の業務だが、負担軽減が可能な業務」「に「⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)」を挙げている。そこでは、「業務の明確化・適正化は、社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化するもの。学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。」。と説明されている。

以上、心理・福祉的援助を必要とする児童生徒及びその背景にある家庭の増加と、学校教育における最大の教育資源である教職員の働き方改革が推進される中において、「チームとしての学校」<sup>10</sup>を具現化させていくことは不可欠なこととなっている。

現在、学校における働き方改革により、学校には、スクールカウンセラー(以下、「SC」と表す。)、スクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」と表す。)、部活動指導員、スクールサポートスタッフなどの多様なスタッフの配置が促進されている。しかしこれまでの学校では、業務の大部分を教師が担ってきた。そのために教師は、多様なスタッフと、どのように業務分担を図り、協働していくのかについて試行錯誤の段階にあると思われる。

そこで、本研究では、A市立B中学校を調査対象として、生徒指導と教育相談に関する教師の意識に着目して、よりより「チームとしての学校」に資する校内体制づくりのために必要となる要因及び条件について検討していく。このことで、困難や課題を抱えている生徒及びその保護者、担当している教員の援助ニーズに対して、適切な心理的及び福祉的サービスが提供されるための要件を明らかにすることを目的とする。

### 2 方法

本研究では、A市立B中学校の教職員を調査対象とし、生徒指導及び教育相談に関する教職員の意識に着目した半構造化面接項目によるヒアリングにより、生徒やその保護者等に対する心理・福祉的援助に関する実態を把握することを目的とする。

#### 1. 研究対象

A市立B中学校の教職員数は合計51名(2021年8月31日現在)であり、教職員の職種は、校長、教頭、教諭28名、養護教諭、事務、通級指導教室担当教員、相談員(2名)、SC、特別支援学級等補助員、アシスタントティーチャー、学校栄養職員、学校図書館司書、校務員、給食調理員である。本研究では、県費負担教職員である教頭・教諭・養護教諭・事務職員等32名を対象とし、第2筆者による半構造化面接を実施する。

### 2. 研究倫理上の配慮

本研究における半構造化面接の実施に当たっては、第1筆者が所属する学会の「研究倫理ガイドライン」に沿って対応する。質問やインタビューの内容を十分に検討し、調査対象者の人権やプライバシー遵守、守秘義務等に慎重に配慮する。情報の取り扱いについては、守秘義務、プライバシーの権利、調査報告書の知的財産権等、多面的に人権保護及び法令等の遵守の観点から、丁寧に説明を行い、十分な協議と相互確認に基づいた合意形成を図りながら研究を進めていく。

半構造化面接で収集された定性的データは、分析・考察を行い、本研究の成果に反映させていく。調査協力者には、「答えたくない項目は、答えなくとも良い」ことや「答えにくい、または、教えたくない」事項、守秘義務に抵触する可能性のある内容などについても、「無理に回答する必要はない」ことなどを伝え、承諾を得た上で、調査を行っていく。また、研究の必要上、面接時の音声を録音するが、その取り扱いに際しては十分な配慮を行う。無断複写は行わず、研究終了後は速やかに消去することで情報管理の徹底を図る。

なお、半構造化面接の実施に当たっては、調査対象者との間に同意書を作成し、それぞれが一部ずつ保管するものとする。同意書の内容は、本研究の目的、調査手続き、調査により得られたデータの取り扱いを明記した紙媒体とし、署名(サイン)もしくは捺印したものを原本とする。

### 3. 半構造化面接項目

### (1) 目的:

困難や課題を抱えている生徒やその保護者の援助ニーズに心理・福祉的援助サービスが適切に提供されているのかを検討するための定性的データの収集を行う。また、いじめ問題への対応や不登校に係る組織的支援に関する教員の意識及び実態を把握し、分析するために半構造化面接を実施する。

### (2) 調査手続き

まず、綿密な調査計画を立てるために、第2筆者の執務する場において第1筆者と対面で、時期、 時間、調査内容及び面接での質問項目等に関する協議を行った。

次に、音声データの収集方法及びその取り扱いについての確認を行った。その後は、適宜、電話連絡及び電子メールを通して情報を共有しながら、以下のとおり調査を進めた。

#### ①質問項目

- 1) あなたは、これまでにいじめに関する指導を行ったことがありますか。
- 2) そのことについて、指導の対象、内容、事後等について教えてください。
- 3) 最近のいじめ重大事態に関する報道を挙げてください。
- 4) いじめを重大事態化させないために必要なことは何でしょうか。
- 5) いじめ防止のために意識していることがありましたら教えてください。
- 6) あなたは、これまでに不登校生徒に関わったことはありますか。
- 7) その対象生徒、関わりの具体的な内容、事後等について教えてください。
- 8)「登校」が選択肢の1つになったことについてどのように思われますか。
- 9) 家庭訪問や登校刺激について、どのようにお考えですか。
- 10) 不登校生徒の不利益について考えることがありましたら挙げてください。
- 11)「チームとしての学校」等、教育施策についてのフリートーク

#### ②実施時期及び方法

B中学校では、第2筆者により2021年8月下旬に定例の校内研修(教育相談に関する内容)が開催された。そこでは、「全国どこにでも家庭訪問(学校訪問)を行っている民間の教育相談機関」<sup>11</sup> として豊富な経験と実績を持つ所長を講師に招聘し、講演と質疑応答を行うことで、不登校対応の家庭訪問に関する実際と要点を共有した。この研修会の意図は、夏休み明けに増加する不登校生徒への対応及び小中学生・高校生の自死特異日(2 学期始業日)への注意喚起にある。B中学校の主任らによれば、教職員に対して欠席連絡を受けた後の担任や学年対応について共通理解を深めることができたと評価されている。

その後、2 学期初旬の職員会議後に第2 筆者が「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(2016 年 12 月公布,以下「教育機会確保法」と表す.)の理念と目的など基本的な概要についての説明を行った。この説明の意図は、本法の成立や施行が学校教育現場の教職員には十分に周知されていないため、不登校生徒の多様な学びの場の保障に係る啓発及び理解の深化を図ることにある。筆者らが想定していたとおり本法の趣旨や内容について不知の教職員が見られたため、教育法規に関する研修の機会となった。

なお、いじめ防止対策推進法に関する研修は年度当初に実施しており、これまで定期的に校内組織であるいじめ対策委員会も開催されているため、面接前の校内研修は行わなかった。

以上、半構造化面接に係る事前準備を経て、9月初旬から中旬の期間に、第2筆者が面接者として調査協力者の都合のつく時間に半構造化面接が実施された。

半構造化面接では、第2筆者が作成された質問票の研究目的、調査手続き、本調査により得られた音声データの取り扱いを説明した後に、調査協力に係る同意書の記入を行い、1人10分程度を目途とする半構造化面接を行った。面接中はペン型のICレコーダー(パナソニックRR-XP009-K)を使用して音声の録音を行った。半構造化面接実施後は、第2筆者により調査協力者に同意書の原本を渡した。

#### ③音声データのテキスト化

IC レコーダーの音声データは、半構造化面接終了後、当日の内に第2筆者から第1筆者に送信され、それを第1筆者がデータ化した。データ化では、まず音声データ内容を質問項目毎に整理し、次に定性的なデータ分析を行い、その内容について第1筆者と第2筆者で確認をした。

### 3 結果

表 1 調査対象者

|       | 諾       | 否      | 合計       |
|-------|---------|--------|----------|
| 男性(人) | 17      | 1      | 18       |
| %     | 53. 13% | 3. 13% | 56. 25%  |
| 女性(人) | 13      | 1      | 14       |
| %     | 40. 63% | 3. 13% | 43. 75%  |
| 合計(人) | 30      | 2      | 32       |
| %     | 93. 75% | 6. 25% | 100. 00% |
|       |         |        |          |

半構造化面接は、第2筆者により2021年9月1日から9月11日 (休業日を含む)の間に8回にわたり実施された。調査協力者は32名中、30名 (93.75%)であった (表1)。

第2筆者によるヒアリングの合計時間は19,083分である。最長17分49秒、最短5分50秒、1人当たりのヒアリング平均時間は10分36秒であった。

調査対象者及び教職員としての勤務経験年数を表 2 に示した。経験年数の最も浅い者は今春に大学を卒業 した新任者(2名)であり、最も長いキャリアを持つ者

は40年(1名)、県費負担教職員の平均経験年数は15.60年であった。

 経験年数
 初任~5年
 6年~10年
 11年~20年
 21年~30年
 31年~40年
 合計

 人数(人)
 8
 7
 5
 4
 6
 30

 %
 26.67%
 23.33%
 16.67%
 13.33%
 20.00%
 100.00%

表 2 教職員としての勤務経験年数

B中学校における調査対象者の教職員経験年数は、半数にあたる 15 名が 10 年未満であり、若い教職員構成である。そこで、本研究では、「教員の各ライフステージに応じて求められる資質能力」で例示されている教員経験年数を参考とし、「10 年未満の若手教職員群」と、中堅教員と見なされる 10 年超及びベテランを合わせた「中堅・ベテラン等教職員群」の 2 群に分けることで、生徒指導(教育相談を含む)や「チームとしての学校」の意識の違いがあることについて分析をしていく。

中学校以外の校種を経験している者は5名であった。その内訳は、小学校3名、認定された在外教育施設(日本人学校)2名である。また、調査対象者のB中学校着任以降の平均年数は3.03年であった。最長在籍年数は8年目(1名)、次いで7年目(2名)であり、今春に新たに着任した者が10名と3分の1を占めている。続いて、これまでに経験してきた主な校務分掌(複数回答)は、「学年主任」(9名:16.36%)、「生徒指導」(11名:20.00%)、「進路指導」(4名:7.27%)、「教育相談」(7名:12.73%)、「人権」(2名:3.64%)、「特別活動・生徒会」(5名:9.09%)、「研修」(2名:3.64%)、「特別支援教育」(5名:9.09%)、教務主任・教頭・事務等を含む「その他」(10名:18.18%)である(表3)。

いじめに係る指導経験を尋ねたところ、自分が主となりいじめの対応をした者が20名(66.67%)、補

助的な対応が 6 名 (20.00%)、「いじめ対応をしたことが無い」または「答えたくない」等が 4 名 (13.33%) である。その内訳を表 4 に示した。

表3 経験した主な校務分掌

| 校務分掌  | 学年主任    | 生徒指導    | 進路指導   | 教育相談    | 人権     | 生徒会    | 研修     | 特支     | その他     | 合計      |
|-------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 人数(人) | 9       | 11      | 4      | 7       | 2      | 5      | 2      | 5      | 10      | 55      |
| %     | 16. 36% | 20. 00% | 7. 27% | 12. 73% | 3. 64% | 9. 09% | 3. 64% | 9. 09% | 18. 18% | 100.00% |

表 4 いじめに関するエピソードの対象学年・部活動

| 学年    | 1      | 年生        | 2       | 年      | 3      | 年      | 部活     | 5動      | ————<br>合計 |
|-------|--------|-----------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|------------|
| 性     | 男子     | 女子        | 男子      | 女子     | 男子     | 女子     | 男子     | 女子      |            |
| 人数(人) |        | 3 3       | 3       | 2      | 2      | 1      | 2      | 7       | 23         |
| %     | 13. 04 | % 13. 04% | 13. 04% | 8. 70% | 8. 70% | 4. 35% | 8. 70% | 30. 43% | 100. 00%   |

本調査で語られた主ないじめの様態は次のとおりである。

### [1年生]

- (ア) SNS による誹謗中傷により自傷行為,一部は自作自演との疑義(女子)
- (イ) 1年時に発生し長期化,内容も複雑(女子)
- (ウ) 小学校から継続した(卒業後に全員が同じ中学校に進学)からかい,悪口(男子)
- (エ) 発達上の課題(自閉症スペクトラム症)を持つ生徒への仲間外し,悪口(女子)
- (才) 誹謗中傷(女子)
- (カ) SNS による誹謗中傷(女子)
- (キ) ジャージを脱がす (男子)
- (ク) 仲良しからのちょっかい、脅しにより不登校(男子)
- (ケ) 部活動でおそろいの色の T シャツを着ることを教えずに外した (女子)

### [2年生]

- (ア) からかい (女子)
- (イ) 保護者の連絡からちょっかいを出されていることの相談により発覚 (男子)
- (ウ) 部員同士のいじめにより自傷行為(リストカット)(女子)
- (エ) 部活動の部員から公園で囲まれ心理的攻撃、保護者対応が困難であった(女子)
- (オ) 小学校からの継続(アトピーによる皮膚炎),学級指導により解消(女子)
- (カ) LINE 外しがあったが関係改善(女子)
- (キ)着替え中に隠す,叩く,荷物を持たされる等により不登校(男子)
- (ク) 1 年が 2 年に段ボールでつくった人型に不快ないたずら,組織対応で解消(男子)
- (ケ) 教員2年目に身体の小さな生徒への執拗ないじめ(男子)
- (コ) SNS による誹謗中傷により不登校(女子)

### [3年生]

- (ア) 学級全体からのからかいで不登校(男子)
- (イ)暴力行為(男子)
- (ウ) SNS による誹謗中傷を訴え,謝罪はあったが本人は納得していない(女子)

### [学年性別不明]

(ア) 指導補助で生徒からの聴き取りを行ったことがある

- (イ) 重いもの(親を呼ぶ等)はない,悪口や無視に対する指導経験はある
- (ウ) これまでに様々あったがお話しすることは遠慮したい
- (エ) 自死事案発生校の勤務経験あり

なお、上に挙げたいじめ対応の内、関係生徒への直接的な指導を行ったのは 16 事例、保護者を含めた 対応を行ったのは 11 事例であった。

いじめ重大事態に係る報道について尋ねたところ、北海道旭川市で発生した自死事案を挙げた者が16名(53.33%)、A市で発生した重大事態2号事案が6名(20.00%)、包括的に「自殺に関する報道」と回答した者が4名(13.33%)、「その他」は3名(10.00%)であり、その内訳は大津事件が1名、コロナワクチン接種生徒を学級内の調査として挙手させるという不適切な指導が1名、静岡県浜松市で発生したいじめにより不登校となった女子生徒が誘拐され殺人に至った事件が1名。無回答は1名(3.33%)であった。いじめ重大事態未然防止のために大切な視点や方策は、早期発見13名(43.33%)、早期対応9名(30.00%)、学級経営5名(16.67%)であった。「重大化させないために必要なこと」及び「日常的に意識していること」について得られた回答を整理して表5、表6に示した。

| 視点      | 10 年未満の若手教職員群 | 中堅・ベテラン等教職員群     |
|---------|---------------|------------------|
|         | 観察による情報収集(7人) | 見逃さない観察(5人)      |
| 早期発見    | アンケート(3人)     | アンケート            |
|         | 教員の感性を高める     | 複数による迅速な対応       |
|         | 人間関係づくり(3人)   | 信頼関係の構築(2人)      |
| 相談体制    | 会話や声かけ(2人)    | 積極的な会話           |
|         | 生活ノート(やりとり帳)  | 相談のしやすさ          |
| 指導の     | 周囲の目を育成する     | いじめという用語を使用しない指導 |
| あり方     | コミュニケーションを指導  | 命を大切にする環境づくり     |
| 00 9 73 | 寄り添った対応(2人)   | 寄り添った対応(2人)      |
| その他     | 根絶は困難なので減らすこと | 家庭との連携(2人)       |
| ての他     | 教員間の連携        | 教員要因をなくす         |

表 5 いじめ問題を重大化させないために必要なこと

表5では、調査協力者の語りを第1筆者が分類し、ラベル化したものである。若手教職員群と比較すると、中堅・ベテラン等教職員群における内容の方が、実践を省察した語りとなっているものが多く見られた。例えば、最後に挙げた「教員要因をなくす」では、次のエピソードが見られた。

小さい芽から積んでいくということは大雑把なことなのですが、結局、今、言ったように教員側からいじめの種を蒔いているっていうことがあるじゃないですか。そのワクチン接種の手を挙げさせるとか、変なあだ名で呼んでみたりとか、何だろう、例えば「おまえ、背高のっぽだな」とか、それって教員側からうけると思っていても、生徒からすれば、いじめのネタになっているので、わたしは本当に言葉には気をつけるようにしています。

| 視点   | 10 年未満の若手教職員群   | 中堅・ベテラン等教職員群     |
|------|-----------------|------------------|
|      | 観察(5人)          | 観察(6人)           |
| 日批及日 | 情報共有(3人)        | 情報共有             |
| 早期発見 | 教員の気づきと感性(5人)   | 教員の気づきと感性(3人)    |
|      | 生活ノートのやりとり      | 情報収集(3人)         |
|      | 日常生活での意識化(2人)   | 日常生活での意識化(4人)    |
| 生徒指導 | 2人での仲良過ぎは注意     | 味方がいることに気づかせる    |
|      | 気に掛かる言動への指導(2人) | 人権意識の涵養と言葉遣い(4人) |
| マの州  | 家庭との連携          | 教員間での情報交換        |
| その他  | ストレスの少ない環境づくり   | 組織的対応            |

表 6 いじめ防止対策のために日常的に意識していること

表5では表4と同様に、調査協力者の語りを第1筆者が分類して整理した。若手教職員群と比較すると、中堅・ベテラン等教職員群の方が、日頃の生徒指導について語られているものが多く見られた。若手教職員群における「2人での仲良過ぎは注意」では、以下のエピソードが見られた。

普段の仲の良いのを、部活での様子をよく見ているようにしていて、あまり部活でも「仲良すぎちゃだめだよ」みたいなことを言うんですけれども、最近、なかよくしていた2人が、違う2人と仲良くしていたら「あれ?」とかいう気持ちがあるし、まぁ、ちょっと「どうしたのかな?」と事情を聞いたり、軽く周りの子から「あの2人、最近仲悪くない?」とか聞いてみたりとか、ちょっとチームの中での仲悪い良いを見るように。もともとそんなに距離のある子たちだったら(気にならない)。ええっと、ずうっとベタベタベタベター緒に女の子らって、ずうっと一緒で学校帰りでもLINEをしますとか学校外でも遊びますとか、やっぱりLINEとか遊ぶとかトラブルの元だと思いますし、チーム作りからもいじめ防止からも、他を寄せ付けない二人とか。

次に、不登校生徒への対応の有無及びケースの概要について尋ねた。最も多く挙げられたのは3年生の20 ケース(66.67%)であり、無回答は事務職員の1名であった。男女別では、男子8名(27.59%)、女子18名(62.07%)、不明3名(10.34%)である(表7)。

|                   |        | 1年      |       |        | 2年      |        |         | 3年      |        | 無回答    | 合計      |
|-------------------|--------|---------|-------|--------|---------|--------|---------|---------|--------|--------|---------|
|                   | 男子     | 女子      | 不明    | 男子     | 女子      | 不明     | 男子      | 女子      | 不明     | 無凹合    |         |
| 若手教職員群(人)         | 1      | 1       | 0     | 0      | 3       | 0      | 2       | 7       | 2      | 0      | 16      |
| %                 | 3. 33% | 3. 33%  | 0.00% | 0.00%  | 10.00%  | 0.00%  | 6. 67%  | 23. 33% | 6. 67% | 0.00%  | 53. 33% |
| 中堅教員・ベテラン等教職員群(人) | 0      | 2       | 0     | 1      | 0       | 1      | 4       | 5       | 0      | 1      | 14      |
| %                 | 0.00%  | 6. 67%  | 0.00% | 3. 33% | 0.00%   | 3. 33% | 13. 33% | 16. 67% | 0.00%  | 3. 33% | 46. 67% |
| 合計(人)             |        | 4       |       |        | 5       |        |         | 20      |        | 1      | 30      |
| %                 |        | 13. 33% |       |        | 16. 67% |        |         | 66. 67% |        | 3. 33% | 100.00% |

表 7 不登校生徒への対応事例

卒業の進路は、進学(10人)、通信制進学(3人)、サポート校(5人)、家事手伝い等(2人)であった。 受け持った際の状況と対応について尋ねると、次のようであった。

### [若手教職員群]

○状況:週に1~2日登校、週に3日程度登校、小学校より継続、昼夜逆転、いじめに起因する不登校、 A市教育支援センター通級、無気力、部活トラブルによる不登校、全欠、不安(コロナ)(虫) (吃音)、発達障害に起因する学校不適応

○対応:スモールステップによる登校計画(放課後登校)、褒める、復帰を促す環境作り、ポスティング、 家庭訪問、いじめの解消、母親支援、共有できる話題づくり、家庭環境の改善、認める、部活 登校、一緒に外出、自宅教材づくり

#### [中堅教員・ベテラン等教職員群]

○状況:学力での躓き、疾病、小学校より継続、私立中学校不適応、保健室登校、友人との人間関係、 部活の人間関係、顧問との関係、全欠、ひきこもり

○対応:家庭訪問、放課後登校、校内支援教室登校、将来展望を持たせる、その状態を認める、共に遊ぶ、民生委員、家庭訪問、ポスティング、電話、フリースクール登校、夜に登校、相談室に会いに行く、学年により異なる

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」について尋ねているが、本法の趣旨を肯定的に理解しているのは20人(66.67%)、部分的肯定は6人(20.00%)、否定は4人(13.33%)であった(表8)。

登校刺激の是非については、積極的肯定が19人(63.33%)、状況による条件付肯定が9人(30.00%)、 否定が1人(3.33%)、無回答が1人(3.33%)であった(表9)。

表 8 教育の確保法に関する意識

表 9 登校刺激に関する意識

|         | 10年次未満  | 中堅等以上   | 合計      |
|---------|---------|---------|---------|
| 肯定(人)   | 11      | 8       | 19      |
| %       | 36. 67% | 26. 67% | 63. 33% |
| 部分肯定(人) | 3       | 6       | 9       |
| %       | 10.00%  | 20. 00% | 30. 00% |
| 反対(人)   | 1       | 0       | 1       |
| %       | 3. 33%  | 0.00%   | 3. 33%  |
| 無回答(人)  | 0       | 1       | 1       |
| %       | 0. 00%  | 3. 33%  | 3. 33%  |
| 合計(人)   | 15      | 15      | 30      |
| %       | 50.00%  | 50. 00% | 100.00% |
|         |         |         |         |

|         | 10年次未満  | 中堅等以上   | 合計      |
|---------|---------|---------|---------|
| 肯定(人)   | 11      | 8       | 19      |
| %       | 36. 67% | 26. 67% | 63. 33% |
| 部分肯定(人) | 3       | 6       | 9       |
| %       | 10. 00% | 20. 00% | 30.00%  |
| 反対(人)   | 1       | 0       | 1       |
| %       | 3. 33%  | 0.00%   | 3. 33%  |
| 無回答(人)  | 0       | 1       | 1       |
| %       | 0.00%   | 3. 33%  | 3. 33%  |
| 合計(人)   | 15      | 15      | 30      |
| %       | 50. 00% | 50.00%  | 100.00% |
|         |         |         |         |

続いて、不登校による不利益について尋ねたところ、学力を挙げたのは、10年未満の若手教職員群は3名、中堅・ベテラン等教職員群は4名であり、社会性に係ることを挙げたのは10年未満の若手教職員群は14名、中堅・ベテラン等教職員群は10名であった。その他、語られた内容については表10に示す。

最後に、「チームとしての学校」の視点から B 中学校の評価を尋ねた結果を表 11 に示した。若手教職員群では「担当する当事者が中心なので全体で取り組んでいるとまでは言えない」と課題が指摘され、中堅教員・ベテラン等教職員群からは、「特定の教員が仕切っていたが、ばらつきがある」「相談は同年代同士、上からの意見を避ける」「担任が抱え込んでいる」「学年セクトが強い、それぞれが働いている」「協力的だが若い教員が増加、学年を越えた連携を進める必要」等の指摘が見られた。

表 10 不登校により生じる不利益と考えられること

| 10 年未満の若手教職員群      | 中堅・ベテラン等教職員群        |
|--------------------|---------------------|
| ● 将来の選択肢が狭まる       | ● ひきこもりにつながる        |
| ● 打たれ弱くなる          | ● 他者とのつながりがもてない     |
| ● 学級の空気がわからなくなる    | ● 外部刺激がなくなることで成長に影響 |
| ● 自己肯定感の低下         | ● リアルな世界における他者理解    |
| ● 肌感覚が育たない         | ● 生活習慣の乱れ           |
| ● 耐性が身につかない        | ● 今しかできないことの未経験     |
| ● 我慢することを培うことができない | ● 集団での生活を経験できない     |
| ● 生活リズムの乱れ         | ● 進路,将来の夢           |
| ● リアルな世界を知れない      | ● 思春期における体験を逃す      |
| ● 集団での生活を経験できない    | ● 集団からの承認が低下する      |

表 11「チームとしての学校」評価

|          | 10年次未満  | 中堅等以上   | 合計       |
|----------|---------|---------|----------|
| 肯定的評価(人) | 14      | 10      | 24       |
| %        | 46. 67% | 33. 33% | 80. 00%  |
| 課題を指摘(人) | 1       | 5       | 6        |
| %        | 3. 33%  | 16. 67% | 20. 00%  |
| 合計(人)    | 15      | 15      | 30       |
| %        | 50.00%  | 50. 00% | 100. 00% |

### 4 考察

まず、本研究における半構造化面接結果について検討した後に、生徒指導及び教育相談に係る内容について考察する。本研究の目的は、教職員の意識に着目しながら「チーム学校」を具現化する校内体制づくりのために必要となる要因及び条件について検討していくことであった。第2筆者による半構造化面接を終えて、結果をふり返ると、教職員は教職経験の長短に関わらず、組織的な対応についての主体的な経験や基本的な知識に乏しいことを確認することができた。このことは、複数校において管理職経験のある第2筆者にとっては意外な結果であった。一方では、その個人と生徒との関係性という点においては、教職経験年数を重ねた者の方が、生徒とのより良い関係を構築しながら「いじめ」問題や「不登校」の課題に寄り添って対応していることが分かる。

いじめ問題の早期発見や不登校生徒への対応について、他の学年の教員や生徒指導委員会等の校内組織及び保護者、関係機関との連携を含めた「チームとしての学校」という視点で回答に及んだものは、全体の3分の1以下に留まった。本研究における調査対象者の半数が教職経験10年未満という調査対象の偏りがあるものの、第2筆者の想定以上にチームや組織を意識した対応がなされていない実態が明らかになった。これは、教員らが問題や課題への対応方法について十分に分かっていないと考える方が、B中学校の実態に即しているものと思われる。

いじめの早期発見については、多くの教職員が「観察」に頼り、教員の目で見た生徒の変化によっていじめを認知できると回答をしている。しかし、教員個人の観察だけで、いじめの「早期発見」は可能であろうか。このことに関して文部科学省(2020)が行った令和元年度の調査結果によれば、いじめ認知のおよそ30%は、保護者や生徒からの訴えによるものである。これに、養護教諭をはじめとする他の教員が得た情報やアンケート調査結果等、学校の取組による情報を含めると、ほぼ100%近くになる。このうち、担任による発見は全体のおよそ10%に過ぎない。この結果を踏まえるならば早期発見には、他者との連

携を構築し、保護者や他の生徒からの情報が得やすい環境づくりに努めるという視点が必要である。

本研究における半構造化面接で得られた、いじめ被害当該生徒や他の生徒との関係性をよく観察することは重要であり、生徒の書いた文章やアンケート結果等から情報を得ることも大切な視点であることは間違いない。しかしながら、教員自身の観察力だけを過信することは危うい側面があることについては、自覚することが肝要である。

次に、「早期対応」という視点を複数の教員から聴き取ることができた。このこと自体は評価すべき点であるが、問題は早期対応の中身である。いじめ防止対策推進法(2013 第 2 条に規定されたいじめの定義によれば、「いじめとは、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」である。つまり、対象児童生徒の「苦痛からの救済」という視点に立ち、内面に寄り添う姿勢が重要となる。それゆえ、日常的に良好な関係を構築できている教員や、心理の専門家等と連携した組織的な対応が不可欠となる。また、加害側となった生徒にとっては、組織的対応による学校の教員をはじめとした複数の大人からの指導及びはたらきかけにより、心からの反省と再発防止を促す機会としていくことが重要である。そのためには、「チームとしての学校」という視点無くしては、いじめの早期発見も早期対応も十分とは言えないものと考える。

続いて、不登校対応では、学校復帰の状況や卒業後の進路指導に対する寄り添い方に注目して半構造化面接を実施した。そこでは、保護者と連携した家庭訪問や登校刺激について言及した回答には注視すべきものが見られらた。しかしながら、部活動顧問等、他学年の教員との連携や養護教諭及び相談員、スクールカウンセラー、関係諸機関との連携に係る視点に関しては不十分さを感じた。文部科学省(2017)によれば、教育相談は「一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、一対一の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に対するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切である。」とされている。すなわち、教育相談とは人格の成長への援助を図り、自己実現の支援をすることと言えよう。

B中学校では、不登校生徒については以下のような基本行動を方針とし①②③④の順番で対応している。

- ①生徒が1日休んだら必ず電話連絡。
- ②生徒が2日連続して休んだら家庭を訪問。
- ③生徒が3日連続して休んだら必ず報告。
- ④学校と家庭との不登校対応に係る連携の開始。

さて、不登校の原因は様々であるが、多くの場合学校では、その原因を取り除こうと努力を始める。しかしほとんどの場合、不登校の原因と思われる事柄を除去できたとしても、すぐさま登校にはつながらない。そこで、「何らかの原因からエネルギーが減退している」と捉え、家庭と協力してエネルギーを少しずつ増やしていくことを大切にしたい。不登校は生徒のエネルギー充填期間であると理解し、家庭と連携してより良い方法を考えようという関係が構築されると、学校も保護者も不登校生徒にしっかり向かい合う態度が形成される。それから長い道のりとなるケースは珍しくはない。

保護者は一時的に安心するも、毎日学校に登校しない我が子の現実を見ると、辛い思いを抱くこともある。そこで、保護者の心理的負担や心配を軽減し、不登校生徒本人を「チーム」として援助する関係機関との連携が必要となる。A市において連携可能な専門機関等は次のとおりである。A市立教育研究所の教育相談担当部署、子育て相談課など市区町村の教育相談担当課、児童相談所、福祉事務所、保健所などの精神保健福祉士、福祉課のケースワーカー、教育研究所のカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察署少年サポートセンター、発達障害者支援センター、児童自立支援施設、民生委員・主任児童委員・

#### 保護司等。

なお、不登校の背景に、発達障害、児童虐待、貧困等の問題が存在することも少なくない。学校の対応だけでは、保護者と連携していくことが困難な場合には、ケースカンファレンスを開催するなどして、関係諸機関と連携していく必要がある。不登校の対応は、生徒の社会的自立と自己実現がゴールであることを念頭に置き、「チームとしての学校」を機能させるための叡智を結集することが学校には求められている。

付記:本論文は、第2筆者の半構造化面接で得られた定性的なデータに基づき執筆者らが協議しながら協働して執筆したものである

### 引用・参考文献

- 1) 文部科学省(2021)「第4章初等中等教育の充実」『令和2年度文部科学白書』
- 2) 文部科学省(2020)「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」
- 3) 中央教育審議会(2021)『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す,個別最適な学びと,協働的な学びの実現〜(答申)』
- 4) 中央教育審議会(2015)「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」
- 5) 中央教育審議会(2019)「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」
- 6) 文部科学省国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター (2021) 「いじめのない学校づくり Leaves.3 基本方針を実効化する対策組織の構成と運用」『生徒指導リーフ』増刊号
- 7) 文部科学省国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター (2021) 「いじめ追跡調査 2016-2018 いじめQ&A |
- 8) 文部科学省(2017)「中学校学習指導要領解説総則編」
- 9) A 市立 B 中学校 (2021) 「 令和 3 年度学校要覧 」
- 10) 石隈利紀(1999)『学校心理学』誠信書房
- 11) 半田一郎 (2020) 『「チーム学校」入門』日本評論社

### 【註】

- 1「教育基本法」第1条
- <sup>2</sup> 文部科学省(2021)『令和 2 年度 文部科学白書』日経印刷株式会社、p.91
- 3 同上
- 4 中央教育審議会初等中等教育分科会(令和2年10月7日)「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」
- 5 文部科学省(2021)『令和2年度文部科学白書』日経印刷株式会社、p.98
- <sup>6</sup> 中央教育審議会(平成31年1月25日)「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」、p.2
- <sup>7</sup> 同上、p.69
- <sup>8</sup> 同上、p.73
- <sup>9</sup> 同上、p.29 を要約して引用した。
- 10 中央教育審議会(平成27年12月21日)「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」
- 11 開善塾教育相談研究所「活動内容」より転載(参照日:2021年9月10日)

https://kaizenjuku.org/activity/